

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域活性化ポイント事業 (R7補正分)	①物価高騰による影響を受けた町民の生活支援及び町内経済活性化を図るために、食料品の物価高騰に対する支援として、全町民へ町内限定で使用できる電子マネー(地域通貨ポイント)の配布を行う。 ②負担金補助及び交付金 ③全町民に対して12,250円分の電子マネーを配布する。 対象者 9,960人×電子マネー 12,250円=122,010,000円 ④全町民 9,960人	R7.12	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	地域活性化ポイント事業 (R7予備分)	①物価高騰による影響を受けた町民の生活支援及び町内経済活性化を図るために、全町民へ町内限定で使用できる電子マネー(地域通貨ポイント)の配布を行う。 ②負担金補助及び交付金 ③全町民に対して750円分の電子マネーを配布する。 対象者 9,960人×電子マネー 750円=7,470,000円 その他(一般財源) 8,000円 ④全町民 9,960人	R7.12	R8.3
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	病院物価高騰対策事業	①物価高騰に伴う燃料費及び医療材料費等の増加により、厳しい経営環境に置かれている西伯病院が実施する病院事業について、必要な財政支援を行うことにより、当該事業の安定的かつ継続的な運営を図ることを目的とする。これにより、病院事業の縮小や廃止等による地域医療提供体制への影響を未然に防止し、町民の生活に対する悪影響を回避する。また、本補助金を交付することにより、物価高騰の影響下においても西伯病院の病院事業の継続が図られ、地域における安定的な医療提供体制を維持し、町民が必要な医療サービスを継続して受けることが可能となり、医療面における安心感の確保を通じて、町民の生活の安定に寄与することが期待される。(公表内容は参考資料及び右記のとおり (https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/soumuka/c906/)) ②負担金補助及び交付金 ③物価高騰影響額に対して、補助金を交付する。 (燃料代)高騰前 55,760千円/年 高騰後 88,760千円/年 高騰後－高騰前=88,760千円－55,760千円=33,000千円 (材料代)高騰前 46,363千円/年 高騰後 58,363千円/年 高騰後－高騰前=58,363千円－46,363千円=12,000千円 (交付額) 燃料代高騰額+材料代高騰額=45,000千円 ④南部町国民健康保険 西伯病院 ※西伯病院が実施する病院事業は、物価高騰の影響により経営上の負担が増大し、採算性が著しく悪化している状況にある。一方で、西伯病院は地域における中核的な医療機関として、救急医療や入院医療等を担っており、これに代替し得る医療機関は町内に存在しない。仮に病院事業の縮小や廃止が生じた場合には、町民が必要な医療を身近に受けることが困難となり、通院負担の増加や医療アクセスの低下等を通じて、町民の生活に深刻な影響を及ぼす恐れがある。このため、地域医療の維持に不可欠であり、かつ病院事業の唯一の実施主体である西伯病院を本補助金の交付対象者として選定し、財政的支援を行うものである。	R7.12	R8.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費負担軽減事業	①物価高騰による影響を受けた子育て世帯に対して、負担軽減を図るために、小中学校の給食費負担金の1月分～3月分を無償化を行う。なお、本事業は全額を無償化しているところであるが、米価高騰などにより、食べ盛りの児童生徒の家庭における食費の負担は増大しているため、特に児童生徒の保護者を対象に絞り家計負担を軽減することを目的に3ヶ月分の給食費を全額無償化するもの。 ②(歳入)分担金及び負担金 ③ 会見小:135人×253円×48回=1,639,440円 第二小:19人×253円×46回=221,122円 西伯小:284人×253円×48回=3,448,896円 南部中:96人×302円×49回=1,420,608円 法勝寺中:156人×302円×46回=2,167,152円 合計 8,897,218円 ※教職員に対する給食費は含まない。 ④児童・生徒の保護者 690人 ※教職員は対象に含まない。	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象 事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営 緊急救済事業	①原油価格・物価高騰等に起因する、中国の飼料需要の増加、南米産トウモロコシの作況悪化、ウクライナ情勢などにより、畜産農家の経営を圧迫する配合飼料等の価格高騰に対し補助及び景気の低迷で国産和牛の需要が高まらず肉用牛の価格が下落し、和子牛生産農家の経営を圧迫していることから、県と協調し対象となる畜産農家への緊急支援を行う。 ②負担金補助及び交付金 ③各基準価格に対する超過額相当の1/4を直接補助する。 (3/4は県費にて鳥取県が直接補助する。) (乳用牛)対象農家数 2戸、対象搾乳牛頭数 115頭 対象経費 4,365,400円 補助額 1,091,350円 (和子牛)対象農家数 8戸、対象和子牛頭数 60頭 対象経費 2,545,860円 補助額 636,480円 (合計)対象経費 6,911,260円 補助額 1,727,830円 ④町内の農家 10戸	R7.4	R8.3
6	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	家計負担激変 緩和支援事業	①物価高による家計への影響が大きい世帯に対して、家計負担の軽減のため、経済的助成を行うことにより、当該世帯の生活を支援する。 ②低所得世帯等(生活保護世帯、児童扶養手当支給世帯、特別児童扶養手当支給世帯、特別障害者手当支給世帯)への給付金、給付金に係る事務費 ③ R7.04.01基準 単価7,000円 164世帯(給付額 1,148千円) R7.06.18基準 単価8,000円 160世帯(給付額 1,280千円) R7.09.24基準 単価8,000円 165世帯(給付額 1,320千円) R7.12.17基準 単価4,000円 164世帯(給付額 656千円) その他予備分 単価27,000円 5世帯(給付額 135千円) 給付金 4,539千円 事務費 82千円(消耗品 60千円、通信運搬費 22千円) 特定財源 鳥取県補助金 2,269千円(対象事業費1/2) ※特定財源のうち、事務費は対象外。 ④低所得世帯等(生活保護世帯、児童扶養手当支給世帯、特別児童扶養手当支給世帯、特別障害者手当支給世帯)(658世帯)	R8.1	R8.3